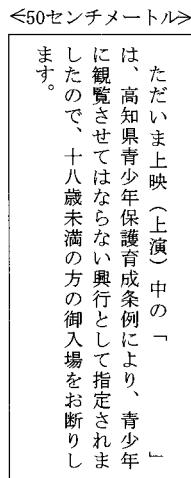


<p>高知県公報</p> <p>発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">目 次</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">規 則</td> <td style="width: 95%;">ペー ジ</td> </tr> <tr> <td>◎高知県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">告 示</td> </tr> <tr> <td>○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出</td> <td>(福祉指導課) 6</td> </tr> <tr> <td>○大規模小売店舗の新設に関する届出</td> <td>(経営支援課) 6</td> </tr> <tr> <td>○漁獲共済の同意成立(第2号漁業)</td> <td>(水産政策課) 6</td> </tr> <tr> <td>○基本測量の実施の通知</td> <td>(用地対策課) 6</td> </tr> <tr> <td>○地籍調査の事業計画の定め</td> <td>(〃) 6</td> </tr> <tr> <td>○道路の区域決定</td> <td>(道 路 課) 7</td> </tr> <tr> <td>○道路の区域変更</td> <td>(〃) 7</td> </tr> <tr> <td>◎告示(港湾施設の概要)の一部改正</td> <td>(港 湾 課) 7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">公 告</td> </tr> <tr> <td>○平成21年度クリーニング師試験の実施</td> <td>(食品・衛生課) 7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高知県公営企業局管理規程</td> </tr> <tr> <td>○高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高知県教育委員会告示</td> </tr> <tr> <td>○県統計調査の実施</td> <td>(教育委員会 事務局総務 福利課) 8</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding-top: 10px;">規 則</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高知県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成21年5月22日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高知県規則第53号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高知県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高知県青少年保護育成条例施行規則(昭和53年高知県規則第10</td> </tr> </tbody> </table>	目 次		規 則	ペー ジ	◎高知県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則	1	◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	5	告 示		○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出	(福祉指導課) 6	○大規模小売店舗の新設に関する届出	(経営支援課) 6	○漁獲共済の同意成立(第2号漁業)	(水産政策課) 6	○基本測量の実施の通知	(用地対策課) 6	○地籍調査の事業計画の定め	(〃) 6	○道路の区域決定	(道 路 課) 7	○道路の区域変更	(〃) 7	◎告示(港湾施設の概要)の一部改正	(港 湾 課) 7	公 告		○平成21年度クリーニング師試験の実施	(食品・衛生課) 7	高知県公営企業局管理規程		○高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程	8	高知県教育委員会告示		○県統計調査の実施	(教育委員会 事務局総務 福利課) 8	規 則		高知県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。		平成21年5月22日		高知県知事 尾崎 正直		高知県規則第53号		高知県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則		高知県青少年保護育成条例施行規則(昭和53年高知県規則第10		<p>号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条の見出しを「(立入調査等証明書)」に改め、同条中「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。</p> <p>(深夜営業者の掲示)</p> <p>第6条 条例第19条第4項の規定による掲示は、別記第4号様式によってしなければならない。</p> <p>第4条を第5条とする。</p> <p>第3条中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第4条とする。</p> <p>第2条の次に次の1条を加える。</p> <p>(有害図書類の陳列方法)</p> <p>第3条 条例第11条の2第1項に規定する有害図書類の陳列方法は、次の各号のいずれかに該当する方法とする。</p> <p>(1) 間仕切り等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に陳列すること。</p> <p>(2) 有害図書類以外の図書類を陳列する棚から60センチメートル以上離れた棚に陳列すること。</p> <p>(3) 有害図書類から10センチメートル以上張り出した仕切り板(透視できない材質のものに限る。以下この号において「張り出し仕切り板」という。)を設け、張り出し仕切り板と張り出し仕切り板との間に陳列すること。</p> <p>(4) 床面から150センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにして陳列すること。</p> <p>(5) ピニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧することができない状態にして陳列すること。</p> <p>別記第1号様式を次のように改める。</p>
目 次																																																					
規 則	ペー ジ																																																				
◎高知県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則	1																																																				
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	5																																																				
告 示																																																					
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出	(福祉指導課) 6																																																				
○大規模小売店舗の新設に関する届出	(経営支援課) 6																																																				
○漁獲共済の同意成立(第2号漁業)	(水産政策課) 6																																																				
○基本測量の実施の通知	(用地対策課) 6																																																				
○地籍調査の事業計画の定め	(〃) 6																																																				
○道路の区域決定	(道 路 課) 7																																																				
○道路の区域変更	(〃) 7																																																				
◎告示(港湾施設の概要)の一部改正	(港 湾 課) 7																																																				
公 告																																																					
○平成21年度クリーニング師試験の実施	(食品・衛生課) 7																																																				
高知県公営企業局管理規程																																																					
○高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程	8																																																				
高知県教育委員会告示																																																					
○県統計調査の実施	(教育委員会 事務局総務 福利課) 8																																																				
規 則																																																					
高知県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。																																																					
平成21年5月22日																																																					
高知県知事 尾崎 正直																																																					
高知県規則第53号																																																					
高知県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則																																																					
高知県青少年保護育成条例施行規則(昭和53年高知県規則第10																																																					

別記
第1号様式（第4条関係）

〔50センチメートル〕



ただいま上映（上演）中の「
は、高知県青少年保護育成条例により、青少年
に観覧させてはならない興行として指定されま
したので、十八歳未満の方の御入場をお断りし
ます。

↑ 120センチメートル ↓

注 横書きでも差し支えありません。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「（第4条関係）」を
「（第5条関係）」に改める。
別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第6条関係)

<20センチメートル以上>

当店（い）の場所は、高知県青少年保護育成条例により、午後十時から翌日の午前四時までの間は青少年を入場させることが禁止されていますので、十八歳未満の方の御入場をお断りします。

←20センチメートル以下→

別記様式に次の1様式を加える。

第5号様式 (第7条関係)
(その1)

写真はり付け箇所	立入調査等証明書	第 号
所 属 職 名 氏 名		
生年月日	年 月 日	
有効期限	年 月 日	

↑ 14センチメートル ←

上記の者は、高知県青少年保護育成条例第28条第1項の規定に基づく立入調査等の権限を有する者であることを証明します。

高知県知事 印

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

(裏面)

注意事項

- この立入調査等証明書は、他人に貸し、又は譲渡してはならない。
- この立入調査等証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。
高知県青少年保護育成条例 (抜粋)
(深夜外出の制限等)

第19条 略

2 路

3 次の各号に掲げる者は、深夜に当該各号に規定する営業を行う場所に青少年を入場させてはならない。

- 個室又は他から容易に見遁すことができない区画において、客に図書類の閲覧若しくは視聽又はインターネットの利用をさせることを業とする者
- 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱せることを業とする者

4 路

(立入調査等)

第28条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

- 図書類の販売又は貸付けを業とする者の営業の場所 (図書類を収納した自動販売機の設置場所を含む。)
- 興行を行う場所
- 広告物を掲出し、若しくは表示し、又は管理する者の営業の場所 (広告物を掲出し、又は表示した場所を含む。)
- がん具刃物類の販売を業とする者の営業の場所 (がん具刃物類を収納した自動販売機の設置場所を含む。)
- 第19条第3項各号に掲げる者の営業の場所
- 質屋又は古物商の営業の場所

2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(罰則)

第31条 略

2・3 路

4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1)・(2) 略
- (3) 第28条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出した者

5 略

(その2)

立入調査等証明書	第 号
氏名	
生年月日	
発行年月日	
有効期限	

↑ 5センチメートル ←

上記の者は、高知県青少年保護育成条例第28条第1項の規定に基づく立入調査等の権限を有する者であることを証明します。

高知県知事 印

- 備考 1 この立入調査等証明書は、警察職員であって、知事が指定したものに使用させるものとする。
- 2 この立入調査等証明書は、警察手帳又は少年補導職員手帳等にはり付けるものとする。

附 則
この規則は、平成21年10月1日から施行する。

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第54号

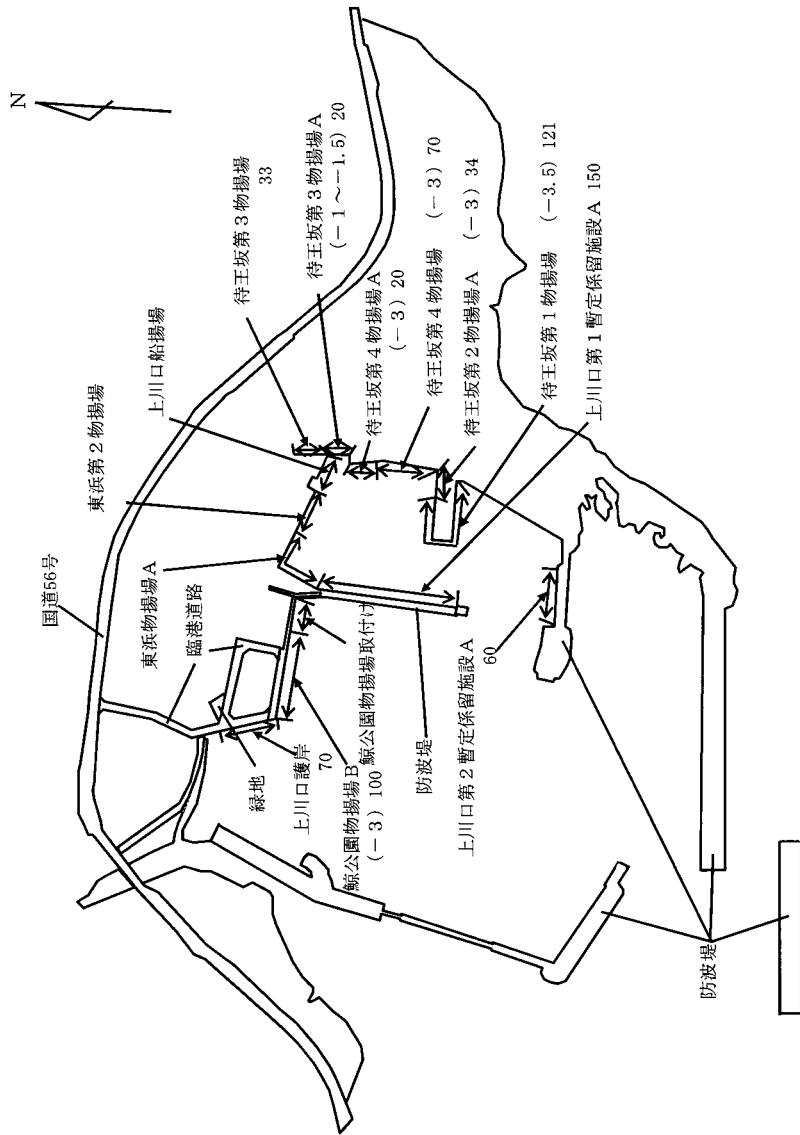
高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第2の別図12を次のように改める。

別図12 上川口港物揚場等の区域図

単位：メートル



附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第396号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成21年5月22日

高知県知事 尾崎 正直
医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
オカモト聖鳳堂 南国市緑ヶ丘二丁目1701 サン 平21・3・25
薬局 プラザ新鮮館緑ヶ丘店内

高知県告示第397号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成21年5月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
有限会社サンシャイン旭 代表取締役 川崎 博道
- (2) 届出者の住所
高知市稻荷町11番45号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンシャイン高岡
土佐市高岡町字岡ノ下2745番1ほか
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
有限会社サンシャイン旭
高知市稻荷町11番45号
- (5) 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年12月25日
- (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,491平方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
98台

イ 駐輪場の収容台数

59台

ウ 荷さばき施設の面積

58.50平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

22.89立方メートル

(8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
有限会社サンシャイン旭	午前9時30分	午後9時45分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時15分から午後10時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

7箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

平成21年4月24日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

土佐市産業経済課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第398号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成21年5月22日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧大方町漁業協同組合の地区
小型かつお漁業

高知県告示第399号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨

の通知があるので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成21年5月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）

2 作業期間

平成21年5月15日から平成22年3月31日まで

3 作業地域

高知県全域

高知県告示第400号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成21年度における地籍調査の事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成21年5月22日

高知県知事 尾崎 正直

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
高知市	高知市鏡吉原、長浜及び仁井田の各一部並びに御畠瀬	平成21年度中
室戸市	室戸市佐喜浜の一部	〃
安芸市	安芸市津久茂町及び本町三丁目の各一部、港町一丁目並びに港町二丁目	〃
南国市	南国市左右山、亀岩及び滝本の各一部	〃
土佐市	土佐市宇佐町井尻及び宇佐町竜の各一部	〃
須崎市	須崎市押岡の一部	〃
土佐清水市	土佐清水市宗呂上、宗呂下、三崎及び宗呂の各一部	〃
四万十市	四万十市横瀬及び三里の各一部	〃
香南市	香南市夜須町坪井、夜須町千切及び吉川町吉原の各一部	〃
香美市	香美市土佐山田町中後入、土佐山田	〃

	町大後入、香北町川ノ内、香北町河野、物部町大柄、物部町山崎及び物部町仙頭の各一部	
東洋町	安芸郡東洋町河内、白浜及び野根の各一部	〃
奈半利町	安芸郡奈半利町ナカフ谷地区及び東谷地区	〃
安田町	安芸郡安田町唐浜、安田、瀬切及び小川の各一部	〃
北川村	安芸郡北川村島、久江ノ上、久木及び和田の各一部並びに西谷地区	〃
馬路村	安芸郡馬路村馬路の一部	〃
芸西村	安芸郡芸西村西分の一部、道家及び国光	〃
本山町	長岡郡本山町瓜生野の一部	〃
大豊町	長岡郡大豊町穴内、中村大王及び北川の各一部	〃
土佐町	土佐郡土佐町箇ヶ谷、大渕及び古味	〃
いの町	吾川郡いの町勝賀瀬、中追、小川西津賀才、小川東津賀才、清水上分及び上八川下分の各一部	〃
仁淀川町	吾川郡仁淀川町宮ヶ平及び寄合並びに用居、坂本、竹ノ谷及び土居の各一部	〃
中土佐町	高岡郡中土佐町久礼の一部	〃
佐川町	高岡郡佐川町中組、東組、西山、西山組、古畑、加茂、岩目地及び川ノ内組の各一部	〃
越知町	高岡郡越知町片岡、鎌井田桑藪及び佐之国の各一部	〃

日高村	高岡郡日高村沖名及び下分の各一部	〃
四万十町	高岡郡四万十町若井川及び高野の各一部	〃
大月町	幡多郡大月町赤泊及び頭集の各一部	〃
黒潮町	幡多郡黒潮町入野の一部	〃

高知県告示第401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、平成21年5月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年5月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安芸物部
- 3 道路の区域

区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
安芸市井ノ口字 笹原乙1365番1から	10.9 l	479
安芸市井ノ口字 北井ノ島乙1893番4まで	34.8	

高知県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年5月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年5月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新居中島
- 3 道路の区域

区間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
土佐市用石字石場2245番から	前	8.2 l 14.5	210

土佐市用石字下ノ谷1058番1地先まで	後	10.0 l 65.2	210
---------------------	---	-------------------	-----

高知県告示第403号

昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

平成21年5月22日

高知県知事 尾崎 正直
表上川口港の項中「90」を「150」に改める。

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成21年度クリーニング師試験を次のとおり行う。

平成21年5月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時
平成21年9月10日(木)午前9時から
- 2 試験の場所
高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県保健衛生総合庁舎5階会議室
- 3 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する高等学校の入学資格を有する者
(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終った者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験願書及び添付書類
(1) 受験願書（県所定の様式によること。）
(2) 履歴書（最終学歴を明記すること。）
(3) 受験資格を証明する書類又はその写し
(4) 写真（手札型（縦8センチメートル・横5センチメートル）とし、出願前6月以内に撮影した正面・無帽・上半身像のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）
(5) 受験資格を証明する書類又はその写しに記載されている氏名と現在の氏名とが異なる場合は、受験資格を証明する書類又はその写しに記載されている氏名から現在の氏名への変更の経緯が分かる戸籍の抄本又は個人事項証明書（日本国籍を有しない者にあっては、戸籍の抄本又は個人事項証明書に代えて外国人登録済証明書（備考欄に変更前の氏名及び変更

年月日が記載されたもの)を添付すること。)

5 受験願書の配布場所
県内各保健所及び高知県健康政策部食品・衛生課

6 受験願書の受付期間
平成21年7月31日(金)から同年8月13日(木)まで。ただし、郵送による場合は、平成21年8月13日付けの消印のあるものまで受け付ける。

7 受験願書の提出先
(1) 県内居住者は、住所地を所管する保健所(当該住所地が高知市である場合にあっては、高知市保健所)
(2) 県外居住者は、高知県健康政策部食品・衛生課(高知市丸ノ内一丁目2-20)

8 試験科目
(1) 衛生法規に関する知識
(2) 公衆衛生に関する知識
(3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

9 試験手数料
7,000円(高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。)

----- 公営企業局管理規程 -----

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年5月22日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第13号

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局組織規程(昭和43年高知県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表診療部の項中「呼吸器科 消化器科 循環器科」を「呼吸器内科 消化器内科 循環器内科」に、「小児科」を「小児科 小児アレルギー科」に、「心臓血管外科」を「胸部・心臓血管外科」に改める。

附 則

この規程は、平成21年5月22日から施行する。

----- 教育委員会告示 -----

高知県教育委員会告示第11号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成21年5月22日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

1 調査の名称

高等学校卒業者の進学状況調査

- 2 調査の目的
高等学校卒業者の進学状況を調査し、教育行政上の資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
(1) 地域
高知県全域
(2) 属性
高等学校卒業者
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
(1) 報告を求める事項
ア 平成21年3月の高等学校卒業者の進学状況に関する事項
(ア) 卒業者数
(イ) (ア)のうち大学又は短期大学への進学志願者数
(ウ) (イ)のうち進学者数
(エ) (ウ)のうち大学及び短期大学の学校別(複数の学部又は本科を置く大学又は短期大学にあっては、学部又は本科別に区分するものとする。)並びに学部及び学科系統別の進学者数
イ 平成20年3月以前の高等学校卒業者であり、かつ、平成21年度に大学又は短期大学への進学を志望した者の進学状況に関する事項
(ア) 大学又は短期大学への進学志願者数
(イ) (ア)のうち進学者数
(ウ) (イ)のうち大学及び短期大学の学校別(複数の学部又は本科を置く大学又は短期大学にあっては、学部又は本科別に区分するものとする。)並びに学部及び学科系統別の進学者数
ウ 四国内の国立大学並びに高知県内の公立大学及び私立大学並びに短期大学に関する大学又は短期大学別の進学志願者数及び合格者数
(2) その基準となる期日
平成21年5月1日
- 5 報告を求める者
(1) 数
約7,000人
(2) 選定方法
全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
(1) 調査組織
高知県教育委員会が県内の高等学校に直接報告を求める。
(2) 調査方法
文書調査(電子メール又は郵送による。)
- 7 報告を求める期間
平成21年6月1日から同年7月31日まで